

Y U S E I K Y O S A I

ゆうせい 共済

No.429
平成21年9月18日 発行

CONTENTS

組合員証の携行確認及び被扶養者の認定状況確認(検認)等の実施について……………	P1
資格喪失したら、共済組合員証は必ず返却してください……………	P3
共済年金の財政再計算が行われました……………	P3
9月は定時決定、標準報酬が改定される月です……………	P4
各種制度のご案内……………	P4
助成、給付申請にあたっては必ずご注意ください……………	P7
各種「お知らせ」、「証明書」等を送付します……………	P8
お得なサービスとその他のお知らせ……………	P11
平成20年度決算概要……………	P12

組合員証の携行確認及び被扶養者の認定状況確認(検認)等の実施について

本年度も組合員証の携行確認(組合員から組合員証の提示を受け、実際に保有していることを確認すること)及び定期的な被扶養者の認定状況の確認(以下「検認」といいます)を実施します。

この検認とは、保険診療を適正に受けていただくため、認定されている被扶養者の方が、現在も引き続きその資格があるかどうか確認するものですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 組合員証の携行確認

組合員(社員)全員(任意継続組合員及び退職者等を除きます)について、組合員証(ご本人分カードのみ)の携行確認(組合員から組合員証の提示を受け、実際に保有していることを確認すること)を実施しますので、10月30日(金)までに勤務先の総務担当者等に組合員証を提示し、保有していることの確認を受けてください。

なお、組合員証(被扶養者証を含む)を亡失している場合は、「組合員証等再交付申請書」を共済センター(被扶養者・任継担当)へ提出してください。

2 被扶養者の認定状況確認(検認)

9月下旬、共済組合員調書(以下「調書」といいます)を各組合員の自宅へ送付しますので、調書の記載内容を確認し、必要事項を記入の上、確認資料(収入に関する証明、組合員と同一世帯であることを確認できる資料等)を添付の上、同封の返信用封筒にて、10月30日(金)までに共済センター(被扶養者・任継担当)へ送付してください。

① 検認対象者(調書が送付される方)

9月1日現在、被扶養者を有する組合員(任意継続組合員を含みます)。ただし、後記②の検認対象外者(調書が送付されない方)を除きます。

なお、調書の「扶養手当受給の有無」欄に「有」と印字されている方については、確認資料の提出は必要ありません(任意継続組合員は全員「無」と印字されます)。

また、平成21年4月1日以降に、新たに認定された被扶養者については、同一年度内の認定であることから、認定時に提出されている証明資料を有効とし、今回の検認における**確認資料の提出は必要ありません**(当該被扶養者の認定年月日〔被扶養者証に記載〕を調書の備考欄に記入してください)。ただし、任意継続組合員の被扶養者で認定日が4月1日以降でも、退職日以前から引き続いて被扶養者となっている場合は提出してください。

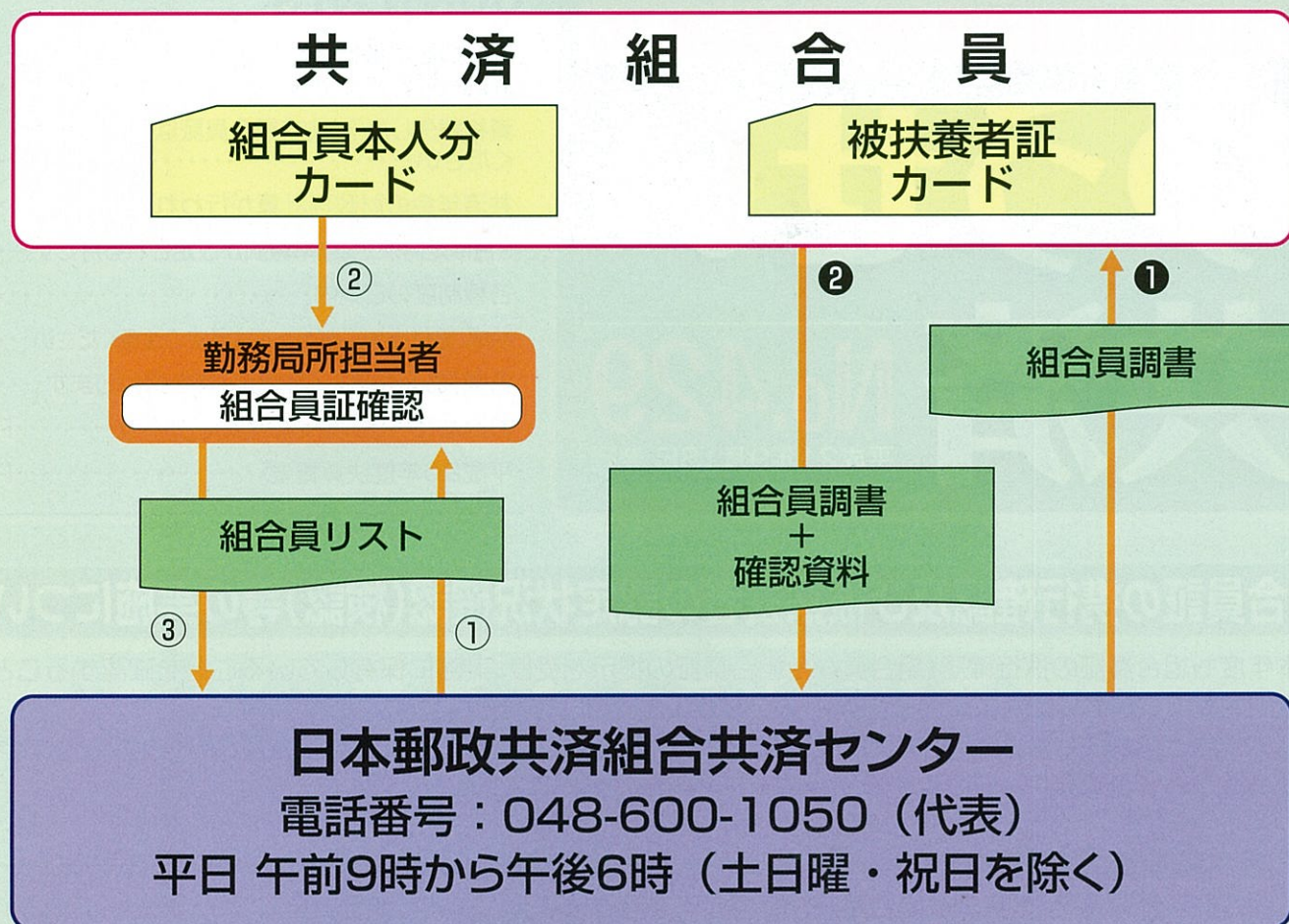
※ 調書の記入例、必要添付書類一覧及び被扶養者申告書等の様式は、調書に同封していますので、参照してください。

※ 被扶養者の認定・取消の手続きは、調書への追加・削除ではできませんので、同封の被扶養者申告書に、必要な証明書類を添付し、調書とともに速やかに共済センター(被扶養者・任継担当)へ提出してください。

② 検認対象外者(調書が送付されない方)

9月1日現在、被扶養者を有しない組合員(任意継続組合員を含みます)及び共済組合において全ての被扶養者が郵政グループ各会社から扶養手当を受給している扶養親族と確認できた場合は、調書を送付しません。

【検認実施の流れ】



③ 被扶養者申告書の提出は速やかに

被扶養者の方が扶養の要件を欠いたときは、「被扶養者申告書」に必ず確認資料(写)、被扶養者証を添えて速やかに共済センター(被扶養者・任継担当)へ提出してください。

■ 被扶養者の方が、扶養の要件を欠いたとき

- ・ 就職したとき
- ・ 他の健康保険に加入したとき
- ・ 被扶養者の収入(向こう1年間の所得推計額)が130万円(月額108,334円、日額3,612円)以上と見込まれるとき
 - ※ ただし、60歳以上の年金受給者または障害年金受給者は180万円(月額150,000円、日額5,000円)以上と見込まれるとき
- ・ 結婚して、他の方の被扶養者となったとき
- ・ 離婚したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 雇用保険(日額3,612円以上)の受給を開始したとき
- ・ 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入者となったとき(75歳以上の方[一定以上の障害のある方は65歳以上])などです。

■ 結婚や子の出生等により被扶養者証の交付を受けたい場合は、事実発生日から30日以内に「被扶養者申告書」を共済センター(被扶養者・任継担当)へ提出してください。事実発生日から30日を超えて届出した場合は、共済センターが受付した日が認定日になりますので、ご注意ください。

また、郵政グループ各会社から扶養手当を受給する際に提出する「扶養親族届」で共済組合の被扶養者証の交付は受けられませんので、ご注意ください。

被扶養者証の交付を受けるための届出「被扶養者申告書」と扶養手当を受けるための届出「扶養親族届」は、提出先が異なります。「扶養親族届」は、勤務先の総務担当者等へ提出してください。

届出書類及び送付先等の誤りで、認定処理が遅れ組合員の皆様ご自身に不利益が及ぶ場合がありますので、十分に確認してから送付するようお願いします。

資格喪失したら、共済組合員証は必ず返却してください

資格喪失(組合員本人が退職されたとき、任意継続組合員の方が期間満了又は掛金未納等により任意継続組合員でなくなったとき、被扶養者の方が被扶養者の要件を欠いたとき)後は、速やかに組合員証または、被扶養者証を共済センター(被扶養者・任継担当)へ返納してください。

また、亡失して返納できない場合は「亡失届」を提出してください。

注意

資格喪失後に共済組合員証(被扶養者証)を病院で使用すると、無資格受診となり後日、共済組合負担分医療費及び支給済みの給付金を返納していただくこととなりますので、十分に注意してください。

【担当:被扶養者・任継担当】

共済年金の財政再計算が行われました

・財政再計算とは？

共済年金制度の収支は長期的に均衡し、安定していなければいけません。その収支は過去の経験値などに基づいて将来を予測し計算されています。平成16年度の年金制度改正では、おおむね100年間、年金給付に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有し財政の均衡を保つことができるようにされていますが、財政再計算とは、5年ごとに計算の前提となる算定基礎を見直し、将来支出する年金と保険料が見合うように計算しなおすことをいいます。

・国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の財政単位の一元化が行われました。

財政単位の一元化とは、両共済組合の組織、制度は独立したまま両制度間で財政調整を行うとともに最終的に年金の保険料率を一本化、年金財政単位を一元化することをいいます。

このため、両共済組合制度を合算して財政再計算が行われますが、経過措置として、平成16年度から5年間で国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の保険料率が段階的に一本化され、平成21年度に同一の保険料率になりました。

今後は、国家公務員共済組合の保険料率は厚生年金制度と同一の引上げ幅で毎年9月に段階的に引き上げられます。

【新保険料率】

	21年9月	22年9月	23年9月	24年9月	25年9月
①保険料率	$\frac{151.54}{1000}$	$\frac{155.08}{1000}$	$\frac{158.62}{1000}$	$\frac{162.16}{1000}$	$\frac{165.70}{1000}$
長期掛金率 (①×1/2)	$\frac{75.77}{1000}$	$\frac{77.54}{1000}$	$\frac{79.31}{1000}$	$\frac{81.08}{1000}$	$\frac{82.85}{1000}$

保険料は、組合員の掛金と事業主等の負担金で折半されていますが、負担金には事業主負担である業務上の傷病等による年金にかかる料率(1000分の0.4)が上乗せされます。

長期掛金率の変更について

上の表(太枠部分)のとおり、平成21年9月分から共済組合掛金(長期掛金率)が変更となります。

(適用日:平成21年9月1日)

・組合員1人で年金受給者1人を支えています。

組合員の人数に対する全年金受給者数の割合を表す成熟度は平成20年度末現在で103.8%に達しています。

なお、財政再計算のお知らせパンフレット等各種資料は、共済組合ホームページに掲載しています。

【担当:標準報酬担当】

9月は定時決定、標準報酬が改定される月です

共済掛金及び給付金の算定の基礎となる標準報酬は、毎年7月1日現在組合員である人について、同月前の3ヵ月間(4月、5月及び6月)に受けた給与の平均額を報酬月額として決定(定時決定)されます。

注意 次の人はその年の定時決定は行いません。

- 1 6月1日以降に共済組合員の資格を取得した方
- 2 7月、8月又は9月のいずれかの月から随時改定が行われる方

定時決定の結果、従前の標準報酬と比べ変動した方は、その年の9月の給与から共済掛金額(短期、長期、介護)が変動していますのでよくご確認ください。

なお、この定時決定により決定された標準報酬は、その年の9月1日から翌年の8月31日まで適用されます。

ただし、その期間に著しく固定的給与に変動がある等によって随時改定が行われる場合は、随時改定が行われる月の前月の末日まで適用されます。

○標準報酬別共済掛金は次のとおりです

掛金早見表

(平成21年9月1日現在)

等級	標準報酬 月額	報酬月額	共済組合掛金				
			短期	うち特定掛金		介護	長期
			33.33 1,000	12.24 1,000	21.09 1,000	3.76 1,000	75.77 1,000
1	98,000円	101,000円未満	3,266円	1,199円	2,067円	368円	7,425円
2	104,000円	101,000円以上 107,000円未満	3,466円	1,272円	2,194円	391円	7,880円
3	110,000円	107,000円以上 114,000円未満	3,666円	1,346円	2,320円	413円	8,334円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
41	1,090,000円	1,055,000円以上 1,115,000円未満	36,329円	13,341円	22,988円	4,098円	—
42	1,150,000円	1,115,000円以上 1,175,000円未満	38,329円	14,076円	24,253円	4,324円	—
43	1,210,000円	1,175,000円以上	40,329円	14,810円	25,519円	4,549円	—

注1 特定掛金率:前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金及び、病床転換支援金等に充てるための掛金率です。

注2 基本掛金率:組合員に対する医療費等の短期給付、人間ドック助成等の保健事業に充てるための掛金率です。

注3 標準期末手当等も同率の掛金率が適用されます。

注4 全等級に対応した標準報酬等級表(掛金早見表)は共済組合ホームページに掲載しています。【担当:標準報酬担当】

各種制度のご案内

○高額介護合算療養費について

■ 高額介護合算療養費とは？

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担額が著しく高額になる場合の負担を軽減するため、医療保険と介護保険の自己負担額<注1>を合算して「一定の限度額(介護合算算定基準額)」に「500円」<注2>を加えた額を超えた場合について、高額介護合算療養費として支給するというものです。

注1 「自己負担額」とは、入院時の食事負担や居住費、差額ベッド代、高額療養費、附加給付、国・県・市区町村からの医療費助成、高額介護サービス費などを控除した後の額です。

なお、70歳未満の方が受けた療養においては、レセプト単位での一部負担金等の額が21,000円未満のものは除きます。

注2 「500円」とは、高額介護合算療養費の算定に要する費用として定められた「支給基準額」のことです。

■ 介護合算算定基準額

1 通常の計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月の場合)

		自己負担額(医療保険+介護保険) (70歳~74歳)	自己負担額(医療保険+介護保険) (70歳未満)
上位所得者<注3> (現役並み所得者)		67万円	126万円
一般所得者<注4>		62万円	67万円
低所得者 <注5>	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

2 初年度における経過措置(平成20年4月1日から翌年7月31日までの16か月の場合)

		自己負担額(医療保険+介護保険) (70歳~74歳)	自己負担額(医療保険+介護保険) (70歳未満)
上位所得者<注3> (現役並み所得者)		89万円	168万円
一般所得者<注4>		83万円 <注6>75万円	89万円
低所得者 <注5>	Ⅱ	41万円	45万円
	Ⅰ	25万円	

計算期間は1年間(8月から翌年7月までの12か月)が計算単位となりますが、制度導入が平成20年4月1日のため制度導入初年度は平成20年4月から平成21年7月までの16か月が計算単位となります。ただし、16か月で算出した額より12か月で算出した額の方が多いたときは、12か月で算出した額により支給します。

注3 70歳未満の上位所得者とは、標準報酬月額が53万円以上の方です。

70歳以上の現役並み所得者とは、標準報酬月額が28万円以上の方です。

注4 70歳未満の一般所得者とは、標準報酬月額が53万円未満の方です。

70歳以上の一般所得者とは、標準報酬月額が28万円未満の方です。

注5 低所得者Ⅱとは、住民税非課税者である組合員及びその被扶養者が対象となります。

低所得者Ⅰとは、毎年7月31日(以下「基準日」)において医療保険上の世帯に属する者のすべてが基準日に属する年度の前年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る所得が一定の基準に満たない場合に該当する当該世帯に属する者です。

注6 70歳から74歳の自己負担割合の見直しの凍結(平成22年3月末まで、本来2割負担のところを1割負担に据え置かれています)を踏まえ高額介護合算療養費制度の限度額が軽減されています。

■ 計算例

(A) 70歳未満 一般所得の方の場合



組合員
医療保険自己負担額
10万円

+



被扶養者
医療保険自己負担額
35万円
介護保険自己負担額
55万円

10万円 + 35万円 + 55万円 = 100万円(自己負担額の合計)

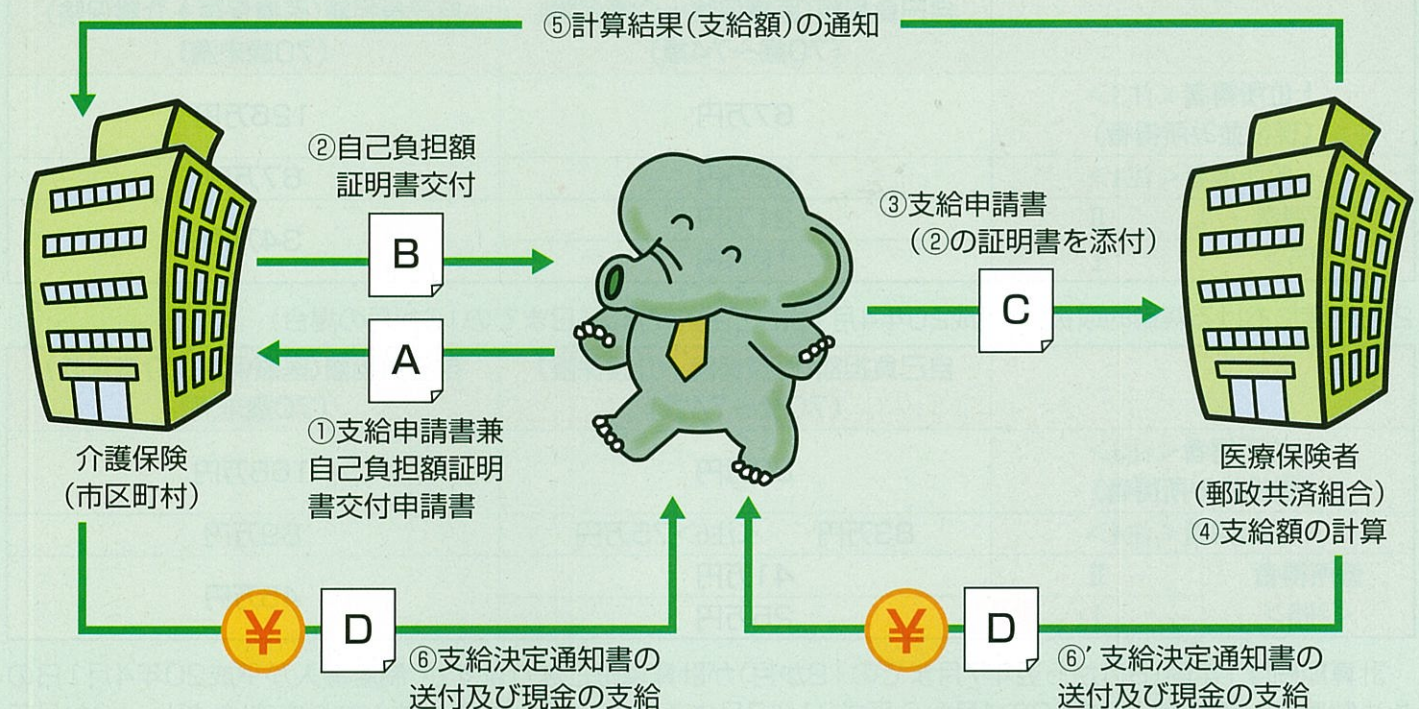
(B) 通常の計算期間で、被保険者が70歳未満の一般所得の方の場合…介護合算算定基準額 67万円

(A) (B)
100万円<自己負担額の合計> - 67万円<介護合算算定基準額> = 33万円
33万円が、高額介護合算療養費として支給されます。<注7>

注7 高額介護合算療養費を、医療保険と介護保険それぞれの自己負担額に応じ按分し、医療保険者(郵政共済組合)と介護保険者(市区町村)から請求者へ支給されます。

■ 請求(申請)の流れ及び支給等スケジュール

・一般的な請求(申請)の流れ



・請求(申請)及び支給等スケジュール

8月1日以降、前年の8月1日から7月31日までの1年間の高額介護合算療養費を請求(申請)します。

	前年8月～7月	8月	9月	10月～
支給対象期間	前年8月1日～7月31日 (制度導入初年度に限り平成20年4月1日～平成21年7月31日)			
被保険者等(組合員)		8/1以降に、①自己負担額証明の交付申請及び③支給申請を行う		
介護保険者(市区町村)			7月のレセプト審査後、②自己負担証明書を被保険者(組合員)に交付	
医療保険者(郵政共済組合)				④計算、⑤通知及び⑥'支給

【担当:給付担当】

○平成21年度特定健康診査・特定保健指導の実施について

生活習慣病を予防・発見するための特定健康診査と、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の改善・予防を目的とする特定保健指導を実施しています。

【メタボリックシンドロームとは】

腹部の内臓の周囲に脂肪がたくさんついて、その上、血圧が高い、血糖が高い、血中の脂質が多いなどといった症状が2つ以上重なった状態です。これらは動脈硬化を促進し、糖尿病や高血圧などの生活習慣病に進む危険性が高く、がん、脳血管疾患、心臓病の3大死因にも関連しているので、早い段階で改善することが大切です。メタボリックシンドロームの予防・改善は初期であれば、生活習慣の改善が最も効果的です。

特定健診は、これらの病気の進行を早期に発見する機会です。健診を受けて早めに見つけ、生活習慣を改善しましょう。

※対象者及び受診方法等の詳細については、「ゆうゆうライフMY共済'09版」のP37以降を参照してください。

なお、現役の組合員本人は、グループ各社で実施する定期健康診断を受けることにより、特定健康診査を受診したことに代えます。

【担当:助成担当】

○KKR宿泊施設利用手帳(助成カード)の交付について

共済組合員期間を20年以上で退職し、引き続き任意継続組合員となられた方は、KKR宿泊施設を割引料金で利用できる手帳を1回のみ交付申請できます。

※申請方法等は、「ゆうゆうライフMY共済'09版」のP76を参照してください。

【担当:助成担当】

助成、給付申請にあたっては必ずご注意ください

○レクリエーション助成について

社内レクリエーション及びサークルレクリエーション(地方・全国大会)助成は、社内、地方、全国のそれぞれで年度内1回限りの助成です。

なお、サークルレクリエーション(地方大会)について、次の場合は原則として、助成対象となるのはどちらか一方の大会に限ります。

(例1) ④異なる地方のサークル(同競技)が合同で地方大会を実施し、これとは別に、⑤それぞれの地方で個別に実施する場合。

(例2) ④同じ地方にあるサークル団体のうち、異なる競技種目の団体が合同で地方大会を実施し、これとは別に、⑤それぞれの競技種目で個別に地方大会を実施する場合。

(例1)(例2)とも、サークルレクリエーション団体が、地方レクリエーション助成を2回受けることになるため、④又は⑤のどちらか一方に限り助成します。【担当:助成担当】

○がん検診費等助成金請求について

組合員本人及びその被扶養者(検診当日満30歳以上)が、がん検診(胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がんの5検診に限る)を受検した際、検診費<注1>を共済組合が助成しています<注2>。検診費助成金を請求する際には必要事項を記入した請求書と領収書原本<注3>を必ず送付してください。

注1 交通費等含み1検診につき3,500円限度。

ただし、助成対象となる交通費は、公共の交通機関を利用し、社会通念上合理的な方法によるものに限り、自家用車のガソリン代、高速料金及びタクシー料金等は対象外です。

注2 年度内各検診1回限り助成。

注3 公的補助申請等に必要方には返却しますので、その旨メモを添付してください。

なお、血液検査であるすべての各種腫瘍マーカー(PSA・CEA・CA125等)、PET検査、ピロリ菌検査、HPV(ヒトパピローマウイルス検査)、子宮超音波検査(子宮筋腫等の検査)、保険適用での検査(すでに共済組合が医療費の7割を負担しています)及び人間ドック検診の費用にすでに含まれている検診は、がん検診助成対象外です。

また、人間ドックの検査項目にあらかじめ胃バリウム検査が決められている場合、これを胃カメラに変更した場合に生じる追加料金は、人間ドック及び胃がん検診の助成対象外です。【担当:助成担当】

○東急ホテルズの利用について

組合員及びその被扶養者が、東急ホテルズのホテル及びリゾート施設に宿泊する場合、客室利用料金(税、サービス料を除く)について、一般客室料金の40%を差し引いた額で利用できます(1人2泊まで助成)が、出張や赴任等の業務目的、転居目的、レクリエーションサークル等の参加を目的とする利用及びその他健康保持増進目的とは認めがたい利用は助成対象外です。

※利用方法及び利用対象施設等は、「ゆうゆうライフMY共済'09版」のP78以降を参照してください。

【担当:助成担当】

○短期給付を受ける権利の時効

給付事由が生じた日の翌日から起算して2年間請求を行わないときは、給付を受ける権利は時効となり給付を受けることができなくなりますので、請求に当たっては注意してください。

なお、給付を受ける権利の時効の起算日(給付事由が生じた日の翌日)は、次のとおりです。

起算日から2年間を経過していることの判定は、共済センターに請求書が到着(受付)した日をもって行います。

【担当:給付担当】

給付の種類	時効の起算日
療養費	組合員が医療機関等に療養の費用を支払った部分について、その支払った日の翌日
高額療養費	ア 組合員が医療機関等に一部負担金を支払った日の翌日 イ 組合員が医療機関等に支払った被扶養者の療養の費用のうち、高額療養費の支給に係る部分については、その支払った日の翌日 ウ 合算されて高額療養費が支給される場合は、同一月のア又はイに掲げる日のいずれか遅い日
傷病手当金 出産手当金 休業手当金 介護休業手当金	それぞれ勤務に服することができない日ごとに、その翌日
育児休業手当金	ア 育児休業手当金(その1)の場合 (標準報酬の日額の30/100相当額を支給) 育児休業により勤務に服さなかった日ごとに、その翌日 イ 育児休業手当金(その2)の場合 (標準報酬の日額の20/100相当額を支給) 上記アの支給対象期間の最後の日から6か月を経過した日の翌日
出産費	出産した日の翌日
結婚手当金	結婚(入籍した日)した日の翌日
埋葬料	埋葬又は葬儀を行った日の翌日
弔慰金	死亡した日の翌日
災害見舞金	災害により被害を受けた日の翌日
移送費	移送を行った日の翌日

(関係法令: 国家公務員共済組合法第111条)

【担当: 給付担当】

各種「お知らせ」、「証明書」等を送付します

○「医療費のお知らせ」の送付と個人データの取扱いについて

郵政共済組合では、組合員及び被扶養者の方々に健康に対する認識をより深めていただくこと、また、医療費支出の適正化を図ることを目的として、医療機関で平成21年4月及び5月に受診した方の医療費等をお知らせします。

平成21年10月以降に、対象の組合員及び被扶養者の医療費等を組合員本人のご住所あてに郵送します。なお、「あて所不明」等の理由によりご自宅に配達できなかった場合は、勤務事業所をあて所(あて先は組合員本人)として再送させていただきます。

■ 通知対象及び内容

1 通知対象

医療機関で平成21年4月及び5月に受診したもの。ただし、次のいずれかに該当するものについては対象外となります。

- ・ 任意継続組合員
- ・ 国家公務員共済組合連合会直営病院で受診したもの
- ・ 国・地方自治体から医療費助成を受けているもの
- ・ 組合員証及び組合員被扶養者証を使用しないで受診したもの 等

2 通知内容

受診者名、受診年月、診療区分(入院・外来等の別)、診療日数、総医療費(自己負担分と共済組合負担分を合算した額)

3 その他

- ・ 対象の期間内に受診された場合でも、医療機関から郵政共済組合への診療報酬の請求時期により通知されない場合があります。

- ・「医療費のお知らせ」の通知を受けたことによる手続きはありません。
- ・「医療費のお知らせ」に対する照会については、個人情報保護の観点から、記載内容以外はお答えできませんのでご了承ください。
- ・「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付書類としては使用できません。
- ・「医療費のお知らせ」は再発行できません。

■「医療費のお知らせ」に伴う個人データの第三者への提供について

医療費のお知らせは、組合員及びその被扶養者分をまとめて組合員に通知することとしています。このため、被扶養者から見て第三者となる組合員に医療費の額等の個人データを提供することとなります。

個人情報保護法では、本人の求めがあれば個人データの第三者への提供を停止することを要件として、次の4項目全てが、あらかじめ、本人が容易に知りえる状態にあるときは、個人データを第三者に提供することができるかとされています。

①利用目的

②第三者へ提供する個人データの項目

③第三者への提供の手段又は方法

④本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止すること

そこで、次により組合員への医療費のお知らせを実施することとしますが、被扶養者本人様から当該個人データの(第三者たる)組合員への提供を停止する申出がない場合は、同意が得られているものとし、組合員と被扶養者分をまとめて組合員に通知することとします。

被扶養者の皆様へ ～「医療費のお知らせ」について～

利用目的

被扶養者分の医療費のお知らせ分も含め、世帯単位でまとめて被扶養者から見て第三者となる組合員に送付することを目的とします。

第三者たる組合員へ提供する個人データ

＜被保険者に関する次の項目＞

受診者名、受診年月、診療区分(入院・外来等の別)、診療日数、総医療費(自己負担分と共済組合負担分を合算した額)

提供の手段又は方法

上記の項目を記載した「医療費のお知らせ」を、組合員のご住所に送付します。

なお、「あて所不明」等の理由によりご自宅に配達できない場合は、勤務事業所をあて所(あて先は組合員本人)として再送します。

第三者たる組合員への個人データ提供の停止の申し出

上記の「組合員への医療費のお知らせ」による個人データの第三者たる組合員への提供を停止する被扶養者は、平成21年9月30日(水)までに共済センター(給付担当)へ申し出てください。

【担当: 給付担当】

○「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について

年末調整・確定申告用の年末残高等証明書を、次のとおりご自宅あて発送します。

原則として再発行はできませんので、大切に保管してください。

発送日	9月下旬から10月上旬
郵送方法	定形普通郵便(長3窓付き横型)
発行対象者	<①および②のいずれにも該当する方> ①平成10年1月～平成21年8月末貸付開始 ②弁済回数120回(10年以上) 上記発行条件には該当しないが、控除対象であると税務署に確認されている場合は、貸付様式-21の発行申請書を共済センター(貸付担当)まで送付してください。
再発行 ※原則、再発行は できません	原則、再発行はできませんが、やむを得ず再発行を希望する場合は貸付様式-21の発行申請書を共済センター(貸付担当)まで送付してください。共済センターで発行リストを確認し、委託業者から本人で自宅あてに発送します。 ※発行申請書が共済センターへ到着後、発送までに1週間程度かかります。 ※郵送料として80円切手を同封してください。

※住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除は、初回のみ税務署で確定申告をし、2年目からは年末調整となります。

以下に該当する方には、平成22年1月下旬から2月上旬に発送します。

- ・平成21年9月以降に臨時弁済をして年末残高が変わった方
- ・平成21年9月～平成21年12月末に貸付を開始した方

◇「バリアフリー改修促進税制」、「省エネ改修促進税制」の対象の方

適用条件が複数あるため、適用の可否を最寄りの税務署で確認した上、貸付様式-21の発行申請書を共済センター(貸付担当)まで送付してください。

	「バリアフリー改修促進税制」	「省エネ改修促進税制」
適用居住年	平成19年4月1日から	平成20年4月1日から
控除期間	5年間	
適用条件	改修工事の費用が30万円超のもの	
	特定居住者※であること ①廊下の拡幅、②階段の勾配緩和、③浴室改良、④便所改良、⑤手すり設置、⑥屋内の段差解消、⑦引き戸への取り換え工事、⑧床表面の滑り止め化	①全ての居室の窓全部の改修工事(必須)、②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、⑤一定の太陽光発電装置設置工事、(①～④については、回収部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となるものに限る)

※特定居住者(次のいずれかに該当する居住者であること)

①50歳以上である者、②介護保険法に規定する要介護認定を受けている者、③介護保険法に規定する要支援認定を受けている者、④所得税法に規定する障害者に該当する者、⑤②から④のいずれかに該当する者又は年齢が65歳以上である親族と同居をしている者

【担当:宿泊・貸付担当】

○団体積立年金保険「みらい」について

■新規で加入及び口数変更をされた方へのご案内

本年度も新規で加入や口数変更のお申し込みを多数いただきまして誠にありがとうございました。

新規加入された方には「加入のお知らせ」を10月末頃、共済システムに登録されているご住所あてに送付します。

なお、新規加入及び口数変更に伴う掛金は平成22年1月の給与から控除開始となります。

■生命保険料控除証明書の発行について

生命保険料控除証明書ハガキを10月上旬に発行します(平成21年4月～平成21年6月募集分は今回の発行対象とはなりません)。

【担当:宿泊・貸付担当】

お得なサービスとその他のお知らせ

○会員制スポーツクラブの利用について

郵政共済組合は(株)コナミスポーツ&ライフの会員制スポーツクラブ法人会員となっており、組合員(任意継続組合員を含む)及びその被扶養者(16歳以上の方)は、平成21年10月最終営業日までのキャンペーン期間中は、月会費制会員の初期登録料通常6,300円が、無料で入会できます。

※詳細は、フリーダイヤル0120-919-573にお問い合わせください。

【担当:助成担当】

○「ゆうゆうライフMY共済'09」に記載の貸付必要書類一覧表の記載内容訂正のお願い

4月に配布しました「ゆうゆうライフMY共済'09」に掲載内容の不備があることが判明しました。不備の箇所は下記のとおりですので訂正してください。

【訂正箇所】

- ・共済手続ガイドブックP25 必要書類一覧表内普通貸付、特別貸付 結婚(302)の必要書類について、見積書の写しは必ず提出する書類ですので○を追加してください。
- ・共済手続ガイドブックP25 欄外※3申込書→申立書へ訂正してください。

【担当:宿泊・貸付担当】

○共済センターへの各種申請、届出及び請求等の書類送付にあたってのお願い

共済センターでは、郵政グループ各社の全社員(共済組合員)に関する手続きを全国一括して取り扱っています。そのため、日々千通を超える申請や届出等が寄せられています。

皆さまからお寄せいただいた共済センターへの各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため、ご郵送の際にはあて先に必ず担当名を記載していただきますようお願い申し上げます。

【担当:総務担当】

郵政共済組合(共済センター)へのご連絡先など

郵政共済組合へのご連絡先や、照会先などをまとめて掲載しました。

誌面に掲載されているご照会先や様式、各種資料などの掲載先及び資料の送付先が一度にご確認いただけます。

① 電話による照会は…

郵政共済組合コールセンター

電話番号:048-600-1050 (平日 午前9時から午後6時)

② 最新情報の確認・様式などの入手は…

郵政共済組合ホームページ

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいたご照会などを参考に随時更新しています。

式紙・様式類や各種手続きのご案内を掲載していますので、申請及び届出を行う前に必ずご覧ください。

また、インターネットをご利用になれない方への様式送付など各種ご要望・お申出は、郵政共済組合コールセンターで受付いたします。

③ 各種申請・請求書類のあて先

〒330-0081

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター〇〇担当 あて

※ 必ず担当名を記載してください。

(担当名及び担当事務の一覧は「ゆうゆうライフMY共済'09」を参照してください)

平成20年度決算概要

平成20年度決算が、平成21年6月10日開催の第166回日本郵政共済組合運営審議会で承認されました。主な経理の概要は次のとおりです。

短期経理

組合員及び被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡、休業、災害に対し給付を行うほか、前期・後期高齢者納付金等、退職者給付拠出金、介護給付費等の支払を行っています。

損益計算書				貸借対照表			
費用		収益		資産		負債	
保健給付等	60,393	短期負担金収入	52,435	現金・預金	57,490	支払準備金	10,066
前期高齢者納付金等	9,160	短期掛金収入	54,944	有価証券	4,974	その他	2,132
後期高齢者納付金等	22,153	介護負担金収入	4,520	純資産	6,487	欠損金補てん積立金	6,128
介護納付金	8,421	介護掛金収入	4,842	短期積立金		短期積立金	49,668
その他	22,962	その他	12,180	介護積立金		介護積立金	957
当期利益金	5,832			計	68,951	計	68,951
計	128,921	計	128,921				

保健経理

組合員及び被扶養者の健康の保持増進のための施策を行っています。

損益計算書				貸借対照表			
費用		収益		資産		負債	
職員給与	75	負担金収入	1,563	現金・預金	12,652	未払金等	684
厚生費	2,001	掛金収入	1,641	土地	114	純資産	
連合会へ繰入	1,048	その他	498	その他	379	別途積立金	179
その他	529					欠損金補てん積立金	13
当期利益金	49			計	13,145	積立金	12,269
計	3,702	計	3,702			計	13,145

宿泊経理

組合員及び被扶養者の保養に資するため、宿泊施設（ゆうりぞうと）及び学生寮の運営を行っています。

損益計算書				貸借対照表			
費用		収益		資産		負債	
委託費等	108	施設収入等	59	現金・預金	2,689	未払金等	10
減価償却費	61	固定資産売却益等	47	建物・構築物等	839	純資産	
固定資産売却損等	661	その他	68	土地	10	別途積立金	1,282
		当期損失金	656	その他	32	欠損金補てん積立金	44
計	830	計	830	計	3,570	積立金	2,234

貯金経理

組合員の保険貯金（団体積立年金保険「みらい」）の業務を行っています。

損益計算書				貸借対照表			
費用		収益		資産		負債	
委託費等	25	保険手数料収入等	18	現金・預金等	91	未払費用等	4
		当期損失金	7	純資産		積立金	87
計	25	計	25	計	91	計	91

貸付経理

組合員に対し、普通（一般、購買、物資、特認）、特別（結婚、葬祭、医療、教育、災害）、一般住宅及び特別住宅の4種類の貸付を行っています。

損益計算書				貸借対照表			
費用		収益		資産		負債	
職員給与	236	貸付金利息等	4,862	現金・預金	329	長期借入金	112,056
保険料等	1,691	その他	106	組合員貸付金	138,042	その他	573
支払利息	3,691	当期損失金	672	純資産	1,480	貸付資金積立金	15,098
その他	22			積立金		積立金	12,124
計	5,640	計	5,640	計	139,851	計	139,851